



1 | 不確実性が高まる事業環境 への対応

不確実性が高まる事業環境への対応

I. 足元の3つの対応

▶「POWER Asia FASTウインドウ」を創設・開始
日米政府の戦略的投資イニシアティブに関する対応
JBIC法の一部改正による劣後出資等

① 「POWER Asia FASTウインドウ」を創設・開始 (26年5月)

背景

中東情勢の緊迫化を受け、石油・天然ガス等に加え、日本の産業活動や国民生活に不可欠な石油・天然ガス関連製品等の日本への供給にも影響。エネルギー・重要物資の安定供給確保が政策上の重要な課題に。

対象案件

(対象地域:主にアジア諸国・中東諸国)

①原油・石油製品などの調達

(※対象地域:全世界)



具体例: 石油、石油ガス、ナフサ、天然ガス、ヘリウム、鉱物資源等の輸入・権益取得に関する案件

③エネルギー源多様化 ・産業高度化



具体例: 脱化石燃料依存に資する再エネ発電・省エネ・低炭素代替燃料案件

②緊急資金支援



中東情勢の影響を受けた日系企業向け、または日本企業のサプライチェーン強靱化に寄与する特定外国法人向け

④エネルギー供給・ 受入体制構築



具体例

- ✓ 産油国・産ガス国が実施するエネルギー需給緩和・供給源多角化に資する案件
- ✓ 中東諸国の原油施設等の生産力回復支援案件
- ✓ 需要国などが実施する備蓄インフラ設備支援案件

◆ POWER Asia 第1号案件(26年6月)



インド国営送電会社Power Grid Corporation of India Limited向け融資

- ✓ インド西部の再エネ発電地から中部の需要地をつなぐHVDC(高圧直流送電)事業
- ✓ JBIC融資額480億円(協調融資総額800億円)

HVDC
の特徴

大容量電力の長距離・効率的な送電が可能

日本企業が強みを持つ次世代の電力インフラを支える重要技術

再エネ発電電力を需要の大きい遠隔地まで効率よく送電することが可能に



不確実性が高まる事業環境への対応

I. 足元の3つの対応

「POWER Asia FASTウィンドウ」を創設・開始
 ▶ 日米政府の戦略的投資イニシアティブに関する対応
 JBIC法の一部改正による劣後出資等

② 日米政府の戦略的投資イニシアティブに関する対応

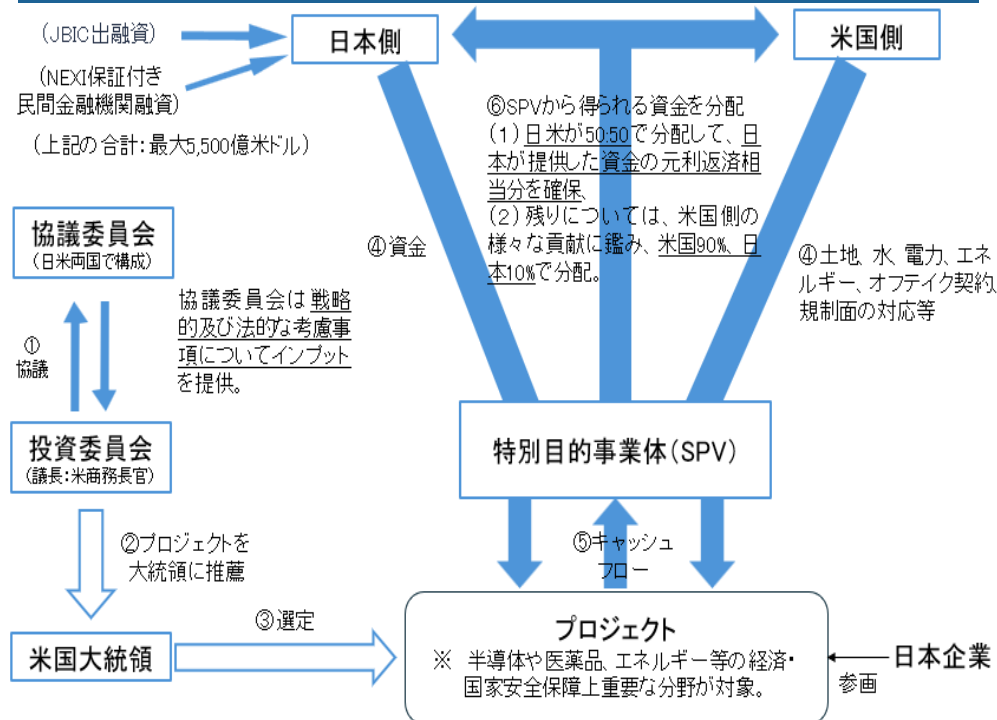
ポイント

- 従来とは異なり初期段階からプロジェクト形成に関与するが、償還確実性の確保を大前提としつつ、プロジェクトの実現可能性を高めるために取り組む。
- これまで培ってきた知見を最大限活用し、契約条件や運用体制の設計において適切なインセンティブやリスク分担を確保していく。

第1陣の3案件(26年4月)

	工業用の合成 ダイヤモンド 製造・販売 プロジェクト	米国産原油 輸送積出イン フラ・プロジェ クト	ガス火力 発電 プロジェクト
JBIC 初回 融資額	約7百万 米ドル	約104百万 米ドル	約630百万 米ドル
案件 概要	自動車・航空・半 導体の部素材加工に不可欠な工業 用合成ダイヤを製 造し、日米での安 定供給に貢献	米国産原油を海 外に安定的・効率 的に供給するた めの重要なエネ ルギー輸出イン フラを整備	データセンターの 開発と一体とな って、AI・先端産業 に不可欠な基盤イ ンフラを確保

日米政府の戦略的投資イニシアティブ概要



不確実性が高まる事業環境への対応

I. 足元の3つの対応

「POWER Asia FASTウインドウ」を創設・開始
日米政府の戦略的投資イニシアティブに関する対応
▶ JBIC法の一部改正による劣後出資等

③ JBIC法の一部改正による劣後出資等

趣旨

政府公表資料より

- 昨今の国際情勢の激変を受け、同盟国・同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要。
- 経済安全保障上重要な海外事業(特定海外事業)を支援するための新たな制度を創設。

概要

1. 特定海外事業の促進に関する基本指針を策定

特定海外事業	海外において事業者が行う次に掲げる事業 (1) 国際的な輸送網の強靱化のための施設等の整備・運用 (2) 重要サービスの提供に用いられる施設等の整備・運用 (3) 重要技術の海外展開のための施設等の整備・運用
--------	---

2. 民間事業者による特定海外事業計画の策定

- (1) 民間事業者は、特定海外事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることを可能とする。
- (2) 主務大臣は、特定海外事業計画の認定に際し、国際協力銀行(JBIC)に対し情報の提供を求めることを可能とする。
- (3) 認定を受けた事業者は、主務大臣やJBICからの支援を受けることを可能とする。

3. 主務大臣による支援

主務大臣は、認定特定海外事業者に対し、必要な情報の提供、助言等の支援を実施。

4. JBICによる支援(JBIC法を以下のとおり改正)

- (1) JBIC法の目的規定に、認定特定海外事業の実施に必要な金融を行い、もって経済安全保障の推進に寄与することを追加。
- (2) JBICは、認定特定海外事業に対する出資等の業務について、他の業務と経理を区分し、勘定を設けて整理。
- (3) 認定特定海外事業に対する出資等の業務は、償還確実性・収支相償の原則の適用を受けないものとした上で、JBICは認定特定海外事業に劣後出資等を供与できることとし、民間資金の動員を図る。

施行期日

・公布後1年以内

不確実性が高まる事業環境への対応

Ⅱ. JBICの役割拡大を踏まえた今後の方針

第5期中計の最終年度にあたる2026年度は、新たな重点課題として追加された日米対応に組織全体で取り組みつつ、他の重点取組課題についても、選択と集中を行い、質の高い成果を実現すべく取り組む。

第5期中計重点取組課題

今後の主な注力ポイント

I

持続可能な
未来の実現

- ホスト国の脱炭素化に資する再エネ・省エネ・送電等のGREEN案件
- 世界のエネルギー企業の脱炭素化支援

II

我が国産業の
強靱化と
創造的変革の支援

- エネルギー資源・鉱物資源の確保・多角化に資する案件
- 半導体・電動車、蓄電池、医療等分野のサプライチェーン強靱化に資する案件
- スタートアップ投資は積極的な投資活動を継続

III

戦略的な
国際金融機能の
発揮による独自の
ソリューション提供

- AZECの取組推進、多国間連携・国際機関等との協調を通じた案件形成
- 日本企業が十分にビジネス展開できていない地域での案件開発
- ワルシャワ事務所開設を機にウクライナ復興・周辺国支援に一層のエンゲージメント

IV

価値創造に向けた
組織基盤の
強化・改革

- 対米投資や経済安全保障などへの機動的・適切な対応に向けた業務体制の整備
- エンゲージメント・DX等の組織基盤に関する取り組みの実施。次期中計案の策定

新設

V

日米戦略的投資
イニシアティブに
基づく取組の推進

- 日本政府とも引き続き緊密に連携してプロジェクトの実施に取り組む